別記

青年等就農計画認定基準

第１　八頭町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らして適切であること。

第２　計画が達成される見込みが確実であることが、次の観点により判断できること。

（１）規模拡大の取り組み、農産物の加工・販売等の取り組み及びその他関連・附帯事業により、目標年度の所得目標が主たる従事者１人当たり概ね280万円以上を達成できると見込まれること。ただし、夫婦による共同経営の場合は概ね420万円以上を達成できると見込まれること

（２）生産方式に関わる農業技術及び知識の習得度が確認できること

（３）生産方式等に掲げられた各事項間の整合性が図られていること

（４）農業労働力の確保の実現性が見込まれること

（５）経営の適正な管理の実施が見込まれること

第３　既に経営実績があり、第２（１）に掲げる所得目標を上回る者は、計画が今後も更なる所得向上等を目指して農業経営の確立を図ろうとしているものであること。

第４　計画の有効期間の終了後に、農業経営改善計画の認定を受ける見込みがあること。